

○一定の病気等に係る運転免許事務に関する一般的留意事項について

(令和4年11月4日岩運免第518号警察本部長)

関係各所属長

一定の病気等に係る運転免許事務に関する一般的留意事項について（一般通達）

運転免許の拒否又は取消し等の事由となる自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気等（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2、第2号若しくは第3号に規定する病気等をいう。以下「一定の病気等」という。）に係る運転免許関係事務については、「一定の病気等に係る運転免許事務に関する一般的留意事項について（一般通達）」（平成29年2月15日付け岩運免第119号。以下「旧通達」という。）により留意事項を定め運用しているところ、運用から5年が経過することに伴い、所要の見直しを行い下記のとおり定めたことから、その対応に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

記

1 これまでの改正の経緯

- (1) 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）による改正（平成14年6月1日施行）

「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月障害者施策推進本部決定）等を踏まえ、運転免許（以下「免許」という。）が国民生活に密接にかかわるものである一方で、交通事故が発生した場合には他人の生命・身体を損ないかねないという性格を有していることに鑑み、交通の安全と障害者の社会参加の両立の確保の観点から、障害者に係る免許の欠格事由について見直しを行ったものである。

その結果、そもそも安全な運転に必要な身体的能力や知的能力は運転免許試験（適性試験、技能試験及び学科試験。以下「試験」という。）で確認することが基本であり、また、病気にかかっている場合や身体の障害が生じている場合であっても自動車等の安全な運転に支障がない場合や支障がない程度まで回復する場合もあると考えられることから、障害者に係る免許の欠格事由についてその全てを廃止し、自動車等の安全な運転の支障の有無により免許取得の可否を個別に判断することとしたものである。

- (2) 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正（平成21年6月1日施行）

高齢の免許保有者は年々増加しており、これに伴い、75歳以上の運転者が第1当事者となった免許保有者数当たりの死亡事故件数が他の年齢層のものに比べて高くなっているなど、高齢運転者に係る事故情勢は極めて厳しいものとなっていた。また、認知症有病率は加齢と共に増加し、高齢運転者の事故の特徴を見ると、運転に必要な記憶力・判断力の低下が原因とみられる出会い頭の事故や一時不停止による事故等の割合が高くなっていた。そこで、75歳以上の免許保有者に対して、運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）等の機会に認

知機能検査を受けることを義務付けるとともに、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は検査結果に基づく高齢者講習を行うこととしたものである。

- (3) 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）による改正（平成26年6月1日施行）

意識障害を伴う発作を起こす持病を有する運転者による交通事故が相次いで発生し、これらの運転者が持病を有することを申告せずに免許証の更新を繰り返していたことが明らかとなった。このため、免許を受けようとする者等に対し、病気の症状に関する質問票を交付することができることを法律上明記し、その虚偽記載に対する罰則を設けること等により、一定の病気等にかかっているかどうかを公安委員会が的確に把握し、免許の拒否・取消し等の行政処分を適切に行うこととしたものである。

- (4) 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正（平成29年3月12日施行）

75歳以上の運転者による交通死亡事故件数及び交通死亡事故全体に占めるその割合が増加傾向にあり、年齢層別免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数については、75歳以上の者によるものが75歳未満の者によるものの2.5倍以上となっているなど、高齢運転者に係る交通事故情勢は極めて厳しいものとなっていた。そこで、一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査の受検を義務付けるとともに、その結果が一定の基準に該当した場合には検査結果に基づく臨時高齢者講習の受講を義務付けることとしたものである。また、公安委員会は、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者について、その者の違反状況を問わず、臨時適性検査を行い、又は一定の要件を満たす医師の診断書の提出を命ずることとしたものである。

- (5) 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正（令和4年5月13日施行）

認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者については、公安委員会は、臨時適性検査を行い、又は診断書の提出を命ずることとされているが、免許を受けた者が免許の取消し等の事由となる一定の病気等に該当する疑いがある場合については、公安委員会は、臨時適性検査を行うことができることとはされていたものの、診断書の提出を命ずることができることとはされていなかった。この点に関し、実務上は、かかりつけ医等の診断書を任意で提出すれば、臨時適性検査を改めて行うこととはしないとする運用が定着していたところ、こうした運用実態に鑑み、迅速・効率的な行政処分のため、一定の病気等に該当する疑いがある者について、臨時適性検査のほか、診断書の提出を命ずることができることとしたものである。

2 事務処理上の留意事項

- (1) 安全運転相談窓口における留意事項

ア 問い合わせへの適切な対応

免許の拒否又は取消し等に関する事項や免許の取得又は継続（以下「免許の取得等」という。）に関する問い合わせに対しては、運転免許課及び警察署交通課の安全運転相談窓口（以下「相談窓口」という。）において、制度の趣旨、内容等を十分に説明すること。

イ 相談窓口の一元化

免許申請又は免許証の更新申請（以下「免許申請等」という。）に関する問い合わせがあった場合には、相談窓口において一元的に対応すること。

ウ 安全運転相談の実施

免許の取得等の可能性等に係る安全運転相談への対応を行うに当たっては、安全運転相談を申し出た者（以下「相談申出者」という。）の病気の症状等の聴取（以下「個別聴取」という。）を行い、その内容に応じて適切な対応を行うこと。

なお、相談窓口においては、

- ・ 相談室の確保など、相談申出者のプライバシー保護に十分配慮すること
- ・ 相談申出者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと
- ・ 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得等をできないことがないよう、また、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得等をするための適切な対応を行うこと

に配慮すること。

エ 担当者に対する教養

安全運転相談に適切に対応するため、担当職員に対して専門的知識及び適切な対応要領に関する指導教養を十分に行うこと。

(2) 質問票の交付等に関する留意事項

ア 質問票の交付及び受付

法第89条第2項、第101条第4項及び第101条の2第2項に規定する質問票（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第12の2）の交付は、免許申請等において申請書を提出しようとする者（以下「申請者」という。）の全てに対して行うこと。

提出された質問票については、申請者に対し、記載漏れや誤記の有無を確認した後受け付けること。この際、申請者が誤記等を理由に訂正を申し出た場合には、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させること。

なお、誤記等に係る質問票は、申請者の面前において、復元できない措置を講ずること。また、記載漏れについては、申請者に是正を求め（行政手続法（平成5年法律第88号）第7条）、これに応じない場合には、以後の手続を打ち切ること。

イ 免許申請等における記載場所の整備

免許申請書又は免許証更新申請書（以下「免許申請書等」という。）を記載する場所においては、申請者の手元が周囲から見られることのないよう目隠し板を設けるなど、プライバシーの保護に必要な措置を確実に講ずること。

ウ 免許申請等の窓口における対応

免許申請書等と質問票の提出については、申請者のプライバシーが害されることのないよう特段の配慮をすること。

エ 個別聴取の実施等

個別聴取については、プライバシー保護の観点から、申請窓口以外の場所にスペースを確保して行うとともに、当該場所が個別聴取の実施場所であることが外見上分からないように配慮すること。

また、申請者を個別聴取の実施場所に誘導するに当たっては、プライバシー保護の観点から、申請者が個別聴取を受ける者であることが分からないよう配慮した誘導方法をとること。

オ 質問票の適正な管理

質問票に虚偽の記載をして提出した者については法第117条の4第2号違反が成立することとなることから、質問票の管理には十分注意するとともに、9年間保存すること。

(3) 一定の病気等に該当することを理由として免許を取り消された者の免許を再取得する場合における試験の一部免除に関する留意事項

ア 質問票等の確認

一定の病気等に該当することを理由として免許を取り消された者（以下「特定取消処分者」という。）が、その後、病気等の回復等によりその者が受けていた免許を再取得しようとする場合において、その者の免許が取り消された日から3年以内であるときは法第97条の2第1項第5号の規定により、試験の一部を免除する場合は、免許を取り消された日直近において提出した質問票又は法101条の5若しくは法第107条の3の2に規定する報告書（以下「質問票等」という。）について、虚偽の記載をして提出した場合については試験の一部免除の対象外となることから、免許を取り消された日直近に提出された質問票等の記載状況を確認すること。

イ 行政処分担当係との連携

特定取消処分者のうち、法第100条の2第1項の基準該当初心運転者で再試験を受けていない者等（府令第34条の3第6項各号）については、試験の一部免除の適用対象にならないことから、行政処分担当係に確認すること。

ウ 取消し事由が消滅したことの確認

一定の病気等にかかっていることを理由に免許を取り消された者が免許の再取得の申請を行った場合は、取り消された免許の処分事由が消滅したことを確認すること。

(4) 免許の拒否又は取消し等に関する留意事項

ア 迅速かつ適確な対応

免許の拒否又は取消し等に関する事務については、免許を受けようとする者又は免許を受けた者の権利義務に大きく影響を及ぼすこと及び当該処分は交通の安全を確保するためのものであることを踏まえて、迅速かつ適確な対応を行うこと。

イ 再取得を念頭とした丁寧な対応

一定の病気等に該当することを理由に免許の取消しを行う場合、特定取消処分者にかかる再取得の説明をした上で、免許申請前に免許の取得について相談するよう丁寧な対応を行うこと。

ウ 質問票等の虚偽記載の確認

一定の病気等に該当することを理由に免許の取消しを行う場合、直近の質問票等について虚偽記載の有無を確認し、所要の措置を講ずること。

なお、確認に当たっては、申請者が当該質問票等を記載する時点における症状の認識状況について聴取すること。

(5) 自動車教習所に対する指導に関する留意事項

自動車教習所に対しては、制度の内容等を周知徹底するとともに、プライバシーの保護に十分注意した対応を行うよう指導すること。

また、教習所に入所しようとする者に対しては、法第90条第1項第1号から第2号までに該当する者については免許の拒否等の対象となること、免許の申請時に病気等の症状に関する質問に回答しなければならないこと等について説明させるとともに、本人において免許の拒否等の対象となる可能性があることを認識している場合には、事前に相談窓口の利用を促すよう指導すること。

3 広報啓発活動

運転免許制度や、免許申請等窓口において安全運転相談を行っていることを周知するため、県警ホームページ、免許申請等窓口、自動車教習所等を通じての広報啓発活動を継続的に推進すること。